

いつでもどこでもインターネットで手続きが完了！ 〇 納税課 Tel.0299-90-1122

Web口座振替受付サービス



パソコンやスマホから、市税や各種料金の口座振替申し込み手続きができます。書類や届出印が不要で、金融機関の窓口に向く必要がなく、とても便利です。

対象手続き

新規申し込み、振替口座の変更、納付区分(全納/期別)の変更

対象科目

科目	担当部署	電話番号
市・県民税、森林環境税(普通徴収)	納税課	Tel.0299-90-1122
軽自動車税		
固定資産税		
国民健康保険税		
後期高齢者医療保険料	国保年金課	Tel.0299-90-1143
介護保険料	長寿介護課	Tel.0299-91-1702
市営墓地管理料	環境課	Tel.0299-90-1147
市営住宅使用料	住宅政策課	Tel.0299-95-6595
保育所(こども園)保育料	こども政策課	Tel.0299-90-1206
保育所等給食費保護者負担金		
放課後児童クラブ保育料	こども家庭課	Tel.0299-90-1205
奨学資金返還金	学務課	Tel.0299-77-7347
飯田愛子奨学基金返還金		
幼稚園給食費保護者負担金		
学校給食費保護者負担金		
水道料金・下水道使用料	水道課	Tel.0299-90-1164
災害援護資金償還金	社会福祉課	Tel.0299-90-1138

※各科目の詳細内容は、それぞれの担当部署にお問い合わせください

取扱金融機関

常陽銀行、筑波銀行、千葉銀行、水戸信用金庫、銚子信用金庫、茨城県信用組合、銚子商工信用組合、中央労働金庫、なめがたしおさい農業協同組合、ゆうちよ銀行

※東日本信用漁業協同組合連合会は手続きできません

必要なもの

- 通帳やキャッシュカード(金融機関、支店、口座番号が確認できるもの)
- 申し込みをする科目の納税(納入)通知書や納付書
- 登録確認用メールアドレス

注意事項

- 利用できる方は口座名義人に限ります(法人口座は取り扱い不可)
- 複数の科目を申し込む場合は、科目ごとに手続きが必要です
- 登録手続きが終わるまで納付書は捨てず、振替が間に合わない期別は納付書でお支払いください
- 一度登録すると、翌年度以降も継続して口座振替になります
- 振替による納付状況は、通帳への記帳などでご確認ください
- システムメンテナンスなどで一時的に利用できなくなる場合があります

神栖市の未来について語ろう！

市政懇談会

～豊かで活力みなぎる神栖市を目指して～



市民と行政が一体となった市政を推進するため、各地区で懇談会を開催します。市の主要な施策や事業についてご紹介するほか、皆さんからのご意見・ご提言をお聞きます。

皆さんのご参加をお待ちしています！



時間 午後6時30分～8時(受付：午後6時～)

日程	場所	対象地区
5月14日(木)	若松公民館	日和山、東押揚、西押揚、東宝山、西宝山、太田新町、東須田、仲須田、西須田、須田浜、須田団地、相生、高砂、二本松、若ノ松、柳川団地、北若松
5月21日(木)	うずもコミュニティセンター	知手中央仲町、知手中央東町、奥野谷浜、知手浜、知手浜東団地、日川浜、横瀬団地(旧深芝浜)、横瀬団地(旧池向)
5月28日(木)	はさき生涯学習センター	日の出町、豊ヶ崎、明神前、浜新田、本新町、海老台
7月 2日(木)	保健・福祉会館	横瀬、日川、萩原、芝崎、石神、高浜、田畑、溝口、奥野谷、知手、柳堀、一貫野
7月 9日(木)	大野原コミュニティセンター	浜松、新港、大野原、息栖原、息栖、木崎、亀の甲団地
7月16日(木)	平泉コミュニティセンター	堀割、深芝、平泉、下幡木、鱈川、筒井、立野、賀、神栖、泉町
7月23日(木)	はさき保健・交流センター	仲新田、清水、東海、西前宿、上中、川尻、押植、土合東、土合西、土合中央、土合南、土合本町中、東松下、西松下、十町歩
7月30日(木)	波崎総合支所・防災センター	本郷、高野、別所、荒波、石津、仲舎利、内出、松本、芝、舎利浜

※ 対象地区以外の会場でも参加できます

※ 会場の定員などにより入場を制限させていただく場合があります

日川Ⅱ-3地区 若ノ松Ⅰ地区

地籍調査にご協力ください

〇 地籍調査課 Tel.0299-90-1160(日川地区)
Tel.0299-90-1156(若ノ松地区)



地籍調査とは「国土調査法」に基づいておこなわれる土地の基礎調査です。調査により土地の情報を明確にすることで、土地資産の保護や境界トラブルの防止に役立ちます。また、災害時の復旧作業の迅速化や公共事業の効率化にも効果があります。

地籍調査は、皆さんの大切な土地を後世に残すための重要な事業です。

対象となる土地所有者などに通知文を送付します。ご不明な点はお問い合わせください。

お願い

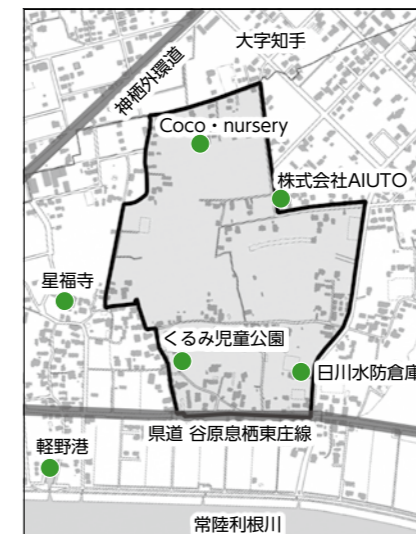
地籍調査により設置した杭(測量の基準杭や立ち会いにより設置した杭やプレートなど)は、撤去したり移動したりしないでください。

市は境界を決めることはできませんので、立ち会いをお願いします。

地籍調査にかかる費用

国・県・市が負担します。土地所有者の方の費用負担はありません。

日川Ⅱ-3地区調査区域図



若ノ松Ⅰ地区調査区域図

